

市町村名		早島町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
企画課			○							○		○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	企画課	杉山 豊	086-482-0612

2 移住専門相談員の有無	有 ・ 無	名称	氏名	連絡先
		主な業務		

3 お試し住宅の有無	有 ・ 無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】
---------------	----------

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	中小企業応援事業補助金<起業家支援事業>	中小企業者等の新たな事業展開等を応援し、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、地域産業の振興に寄与することを目的に、起業予定者等に対し補助金を交付する。 【対象者】 当該起業以前に事業を営んでいなかった中小企業者（個人に限る。）又は当該起業以前に事業を営んでいなかった者によって設立された中小企業者（会社に限る。）であって、当該起業に当たり、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）で認定された認定創業支援事業計画に基づいて創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けた者（共同経営者がいる場合は、その全員が当該要件を満たす者）	委託費（町内の店舗及び事務所に係る事業計画書作成及び官公庁への申請書類作成に係るものに限る。）、賃借料（町内の店舗、事務所及び駐車場の賃借料に限る。）、町内の店舗及び事務所に設置する機械装置費及び備品費などの経費について補助 補助率：3分の2 限度額：40万円
住宅	空き家利活用助成事業	町内に所在する空き家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本町への定住人口の増加を図るため、空き家の改修や家財道具の処分等に必要な経費に対して助成金を交付する。 【対象者】 ・売買、賃貸又は無償で使用する空き家を所有する者 又は ・空き家を購入若しくは賃貸又は無償で使用する者であって次のいずれかに該当する者 (1)助成金の対象となる空き家に10年以上継続して居住する意思をもって移住しようとする者 (2)本町に住民登録を有しており、助成金の対象となる空き家に10年以上継続して居住する意思を有している者 【要件】 ・「早島町空き家情報バンク制度」に登録された戸建て住宅で、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定のものであること ・3親等内の親族間による空き家の売買等でないこと ・暴力団・暴力団員等でないこと ・町税等の滞納がないこと ・空き家の売買契約等成立後、6ヶ月以内に着手する事業であること	【改修助成】 空き家の居住部分の修繕工事及び設備改善のための改修工事についての助成 補助率：改修工事費用の3分の1 限度額：30万円 【家財整理助成】 空き家の家財道具の搬出処分及び清掃等についての助成 補助率：対象事業費の2分の1 交付限度額：20万円
子育て	こども医療費助成制度	子育て世帯の負担軽減のため、子どもが医療機関を受診した場合の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成する。 【対象者】 ・早島町に居住する満18歳に達する年度末までの子ども（ただし、婚姻している人、社会保険の本人である人は除く。）	
その他	学校給食へのアレルギー対応	事前申請により、特定原材料等25品目について、原因食物の除去の実施。	
	移住支援金制度	東京圏から早島町に移住した者であることといった移住等に関する要件を満たす者であって、岡山県が実施するマッチングサイトに移住支援金対象として掲載された求人に就業した者や起業支援金の交付決定を受けた者といった就業に関する要件、起業に関する要件、テレワークに関する要件又は関係人口に関する要件のいずれかを満たす者に支援金を交付する（2人以上の世帯として申請する場合には世帯に関する要件も満たす必要がある。）	単身で移住した世帯：60万円 世帯で移住した世帯：100万円